

資料3

第5次地域福祉計画に向けての検討事項
(令和7年度第2回松戸市地域福祉計画推進委員会より)

検討事項	検討結果
基本目標3に位置付けられている「ボランティア活動・NPO活動への支援」は基本目標2、3いずれにするべきか。ボランティア活動同士の関係性をみるのであれば基本目標3か。	ボランティア活動等は人材育成よりも地域の支え合い関係の形成を本質と考える。基本目標2は就労の支援や障害者の自立といった「自立」が軸であるのに対し、基本目標3は地域の支え合いや交流・ふれあいといった「共助」が軸となっている為、基本目標3の方がなじむのではないかな。
基本目標3「孤立させない地域づくり」だが、主語があった方がいいのではないかな。	いずれも孤立させない地域づくりの主体をどうするかについての意見である。地域福祉計画では居場所、つながりづくりが中心となっている部分から様々な主体を含む表現として →「誰もが多様なつながりを築く地域づくり」(体系図案参照) としたい。
基本目標3「孤立させない地域づくり」については、共生社会を今後さらに広げていくための大きなくりになるのではないかなと思う。ここには、子ども、障害のある方など、様々な立場の方が含まれる共生社会という考え方が前提になるべきではないかなと思う。	
現行計画では基本目標4に「福祉教育の推進」が位置付けられている。今回の案では「バリアフリーの推進」の中に横断的に含まれているが、「福祉教育」という文言や取り組みが薄れてしまわないよう後退しないよう配慮をお願いしたい。言葉として入れるかは分からないが検討をお願いしたい。	基本目標3-4「バリアフリーの推進」内で明記をしていく ・学校・地域における福祉教育の推進を通じて…
一市民として言葉が分かりにくいものがある。基本目標1-5「地域包括ケアシステム」は分かりにくい。	「地域包括ケアシステムの構築(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となった体制づくり)」などにするのはどうか。 (体系図案参照)

検討事項	検討結果
福祉は人権を尊重するということが根底にあると思うが、「人権」という言葉が計画の中に見当たらないように感じた。根っこになるものの為、大事ではないか。	
いじめの報道が気になった。例えば発達に課題がある子供が協調性が欠けていると受け取られて対象となったり経済的に困難な家庭があつたりと様々な要因が複雑に混在している可能性がある。学校現場でどこまで把握できているか、地域社会として何ができるか考えていく必要があると思う。	どちらも全体原理である人権に関わること。（例えばいじめであれば人権の侵害である等） いずれの目標も人権尊重の概念は前提となっている為、いずれかの基本目標のテーマとして設けることは難しい。 →理念の説明文に人権に関する説明を盛り込む。（概要案P 2, 4）
重層的支援体制整備事業を地域福祉計画の中でより明確に位置付けるべきではないか。 特に相談支援は地域福祉の中核であり、「充実」ではなく「強化」レベルで打ち出す必要があるのではないか。 また、生活困窮支援とも結びつく重要な制度なので、計画上でももう少し目立つ形にした方がいいのではないか。	
地域福祉計画は相談から始まり、そこから支援が繋がりが広がっていくものである。相談支援は地域福祉の中核となる機能であり、現状の位置づけよりも、より目立つ形で示すべきではないか。	これまでも地域福祉計画に重層的支援体制整備事業を位置付け、具体的な取り組みについては別冊で策定していたが、令和9年4月1日施行の社会福祉法改正において、重層的支援体制整備事業実施計画の記載すべき事項がより具体的に明記されたことも踏まえ、関係機関等との協議を重ねながら、取り組み内容や評価、連携体制についてさらなる具体化を図っていく事とする。